

昭和三十二年大蔵省令第五十一号

国の府舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則

行令（昭和三十二年政令第百十四号）第三条第二項の規定に基き、国の府舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「行政財産」、「所管換」、「各省各庁の長」、「所属替」、「各省各庁」、「府舎等」、「使用調整」又は「府舎等使用現況及び見込報告書」とは、それぞれ国の府舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第二条第一項、第二項若しくは第三項又は第三条第一項に規定する行政財産、所管換、各省各庁の長、所属替、各省各庁、府舎等、使用調整又は府舎等使用現況及び見込報告書を、「特定国庫財産整備計画要求書」とは、国の府舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（昭和三十一年政令第百十四号。以下「令」という。）第五条第一項に規定する特定国有財産整備計画要書をいう。

2 この省令において「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」又は「作成等」とは、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十号）、第三条に規定する書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等又は作成等をいう。（府舎等使用現況及び見込報告書）

第三条 各省各庁の長は、法第三条第二項の規定により府舎等使用現況及び見込報告書の内容を況及び見込報告書の様式及び記載の方法は第一号様式による。

第四条 令第二条第二項に規定する府舎等使用現況及び見込報告書の様式及び記載の方法は第一号様式による。

第五条 法、令及びこの省令の規定に基づき財務大臣又は各省各庁の長が作成等を行う書面等について、当該書面等に係る電磁的記録により作成等を行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、財務大臣又は各省各庁の長の使用

に係る電子計算機を使用し、当該書面等に記載すべき事項を記録して行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

規定に基づき書面等により財務大臣に対し申請等を行うときは、当該申請等につき電子情報処理組織（財務大臣の使用に係る電子計算機と当該各省各庁の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

第六条 各省各庁の長は、法、令及びこの省令の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行うときは、前条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 財務大臣は、法、令及びこの省令の規定に基づき書面等により各省各庁の長に対し处分通知等を行うときは、当該処分通知等につき電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、第五条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。

（手続の細目）

第八条 この省令に定めるもののほか、電磁的記録の作成等及び電子情報処理組織の使用に関する必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（手続の細目）

この省令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日財務省令第三八号）抄

この省令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日財務省令第七五号）

この省令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一五日財務省令第七〇号）

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）

（経過措置）

この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年八月二一日大蔵省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日財務省令第一号）

この省令は、平成一六年三月三一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日財務省令第三八号）抄

この省令は、平成一八年一二月二二日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一五日財務省令第七五号）

この省令は、平成二一年一二月一五日から施行する。

附 則（平成二二年一二月一五日財務省令第七〇号）

この省令は、平成二二年一二月一五日から施行する。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

この省令は、平成二二年一二月一五日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

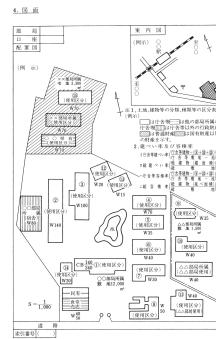
（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（施行期日）

一般会計及び各特別会計ごとに、かつ、財産の種類ごとに区分し、さらに各都道府県ごとに日次交付する。『索引番号』欄には、本表に記載した口座順に各局番を記載する。

第二号様式（特定国有財産整備計画要求書）



成績評定

- 国語の読みのよさ及び片言聽き度と、折りたたみの大きさ日本標準用紙A4用紙1枚とする。
- 国語には、実験と配属を併記する。ただし、実験と配属としても一様しない。
- 配属記は、各参考書に「実験用及び見本」の「その他・参考書類」欄に記載したその特徴について、その特徴を記す。
- 芦屋のうち、土木は、その実験及び「実験用見本見本」(「実験」に記載した用語の用法)を記す。機械は、「実験用見本見本」(「実験」に記載した用語の用法)を記す。建築は、「実験用見本見本」(「実験」に記載した用語の用法)を記す。土木、機械、建築は、「実験用見本見本」(「実験」に記載した用語の用法)を記す。うち、土木は、その実験と配属を併記する。ただし、実験の参考書類などとは、その参考書の実験とこれに使用する他の参考書類とは国語の者の記述はよくなる場合がある。
- 参考書等の実験用見本見本で記しているときは、財の用語の実験用見本見本の記述等で記す。ただし、それが他の実験用見本見本の記述の参考書等に記すときと同一であるときは、それを記す。
- 配属記欄に、土木、建築等の、種類等の区分表記からいよいよに記載する規定とする。
- 文部省教科書に付して予定販売のものの中は、その表を記す。ただし、表として記す場合でもよい。
- 「実験」欄には、「実験用見本見本」の「実験」欄と重複する記載をする。なお、これは又は2つ以上の参考書類を購入するときは、参考書類の名前は参考書類に並んで記す。たゞ、参考書類の名前は2つ以上あるときは、参考書類の名前を記す。
- 他の参考書類の参考書類については、3「実験用見本見本」の成績欄に記す。

姓名		李明		性别		男	
年龄		18岁		民族		汉族	
籍贯		中国		政治面貌		团员	
文化程度		高中		工作单位		无	
婚姻状况		已婚		子女情况		无	
家庭成员		父母		配偶		无	
主要社会关系		朋友		同学		无	
本人经历		无		奖惩情况		无	
直系亲属及主要社会关系有无违法犯罪情况		无		直系亲属及主要社会关系有无违法犯罪情况		无	
本人对本表所填写的项目逐项进行认真核对,填写不真实		本人对本表所填写的项目逐项进行认真核对,填写不真实					

3. 削除すべき国有財産						
目 標 名	削除事項				処分の見 込 価額	処分の方法
	現 在	有 て い る 財 産	台 帳 記 載 年 度	数 量	価 格	
区分	種 目	構 造	取 得 年 度	数 量	価 格	
土 地				面積	単位	坪単価
建 物				棟	面積	坪単価
立 木 竹						
工 作 物						
そ の 他						
計						
現に使用し ている官署 の名称					使用の状況	
削除の相手方					削除の相手 方の用途	
その他の要 件となるべき 事項						

作成要領

一 特定国有財産整備計画により施設を整備する理由
「特定期有財産整備計画により施設を整備する理由」欄には、現行使用している施設及び新たに取得しようとする国有財産の位置、面積その他の立地条件の適否並びに現在使用している施設についての老朽度、狭隘度、移転要請の有無等特定国有財産整備計画により施設を整備する必要性について、できるだけ具体的に記載する。

2. 落成するまでの施工記録

1) 取引料金のうち落成料金が記載される場合は、それぞれ別欄として記載する。

2) 「区分」欄には、取引料金名としてある場合に所用権を譲渡されるべきものと記載する。

3) 「在庫」欄には、当財團の所持する都道府県の林木等の所有権を記載する。ただし地盤が多い場合には何番地等の事項を記載しても不思議ではない。

4) 「区分」欄には、原則として土地、建物、林木等、工作物等に区分して記載する。ただし土地及び建物以外のものについては、重要な点に応じてその種として一括して記載しても可い。
5) 「区分」欄には、種類の分に記載することとし、次に掲げる項目を付し、例えば、新幹線コンクリート陸送地区1番付12倍傍註については、「S.R.C.-12
1.」のように記載する。
新幹線コンクリート造 S.R.C.
新幹線コンクリート造 C.B.
コンクリート工法及び混凝土 C.B.
木造及び木造モルタル造 W
鉄骨造 S
6) 「施設」欄には、建物については、構造別に棟数、建地面積及び床面積を記載する。

7) 「取引の方法」欄には、新規、新築、既存建築物買取並用（昭和23年大蔵省令第92号）別表第2に定める有形財産減価事由用語により記載する。
ただし、購入の場合はあくまで、即ち新たに同種の建物等を購入させてこれを購入し、同一の物件に固有財産を売り残すことに実質的に交換を行なう場合にあっては、購入、（建築）販売と記載する。

8) 「取得の年月」欄には、依頼見立年月をとえば「令和2年度」又は「令和2年度、3年度及び4年度」のように記載する。

9) 「区分」欄には、区分、専修、医療研究施設、医療厚生施設、試験研究施設、検査研究施設、社会教育施設、図書出版施設、行政施設等をさす「国別財産の区分」を記載する。

10) 「その他の事項」となる事項は、一般的な取扱い事項を記載する。

イ、甲種資本と引き当たる事項がまだない場合には、甲種資本と土地の権利、その他の権利等に関する事項及び使用しようとする旨又は部局に所蔵しない土地の権利等に関する事項を記載する。

にあつては当該土地に関する今后の処理別料

ロ 取得の時期が既往年度にわづる場合には、各年度ごとの収益見込額

ハ 取得すべき自有財産の合計額であります場合には、入管予定期管者ごとの定員

ニ 取得すべき自有財産が贈与である場合には、施設別併記、貸なしようとする職員の官職（職務の等級）及び宿泊必要率による戸数算出の根拠

ホ 取得すべき自有財産の土地である場合には、取得の場所及び氏名（法人にあつてはその名称）

ヘ 取得すべき自有財産を取得するうえで問題点がある場合には、その問題点

三 等分すべき自有財産

1 等分すべき自有財産が敷戸用ある場合は、それぞれの財産を別表として記載する。

2 土地及び建物について同一地内に多数の物件が含まれる場合には、区分ごとの合計額を「国有財産台帳記載事項」欄に記載し、その内訳を別紙として添付する。

3 「区分」欄には原則として、土地、建物、立木竹、工作物等に区分して記載する。ただし重要度に応じてその他として一括して記載してもさしつかえない。

4 「所有年度」欄には、建物については建築年を記載する。

5 「収益」欄には、実測等とした場合での収益が台帳数量と著しく異なる場合に、実測等の収益を（ ）書きで併記する。

6 「等分の方法」、「等分の相手方」及び「等分の用途」欄には、専らの方法等について特に要望等がある場合の、その等分の方法等を記載する。

7 「等分の方法」欄には、売払、所管機関等国有財産法施行細則別表署に定める国有財産増理由用箇により記載する。ただし、売払の場合であつて、相手方に新たに建物等を購入してこれを購入人、又は相手方に国有財産を売払うことにより実質的に交換を行なう場合には、売払（複数交換）と記載する。

8 「等分の時期」欄には、専ら見込年度をたとえば「令和2年度」又は「令和2年までの3年後及び4年後」のように記載する。

9 「等分の相手方」欄には、専ら相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称）を記載する。

10 「等分の利用計画」欄には、専ら相手方に対する相手方の利用計画をできるだけ具体的に記載する。

11 「他の参考となるべき事項」欄には、一般的な参考事項の他に、次の各項目を記載する。

イ 現在有する自有財産の一覧の内外を多分しよとする場合には、専らしない自有財産の区分、数量、価格及び専らしない理由

ロ 取得すべき自有財産が贈与である場合には、施設別に取扱ひ貸なしする職員の官職（職務の等級）

ハ 取得すべき自有財産を取得するうえで問題点がある場合には、その問題点

ニ 「等分の方法」、「等分の相手方」及び「等分の用途」欄に記載した場合には、その等分の方法等をとる理由